

情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会（第23回）議事要旨

日時：2022年10月3日（月）15時00分～17時00分

場所：Web開催

構成員）宍戸座長、生貝構成員、石原構成員、伊藤構成員、太田構成員、落合構成員、高口構成員、小林構成員、立谷構成員、長田構成員、日諸構成員（代理：片岡様）花谷構成員、古谷構成員、真野構成員、美馬構成員、森構成員、森下構成員、山本構成員、若目田構成員

説明員）大日本印刷株式会社

凸版印刷株式会社（太田構成員、株式会社インテージ、有限責任監査法人トーマツ）スタディプラス株式会社

オブザーバー）デジタル庁、個人情報保護委員会事務局、一般社団法人日本IT団体連盟事務局）総務省、経済産業省

資料23-1 情報銀行認定制度の課題と今後の取組

資料23-2 「情報信託機能における特殊性の高い情報の活用に係る調査」報告資料

資料23-3 「情報信託機能を活用したデータポータビリティの実現等に係る調査」報告資料

資料23-4 「情報信託機能に関する地方自治体とのデータ連携の実現等に係る調査」説明資料

資料23-5 「教育分野における情報信託機能の活用に係る調査」説明資料

（1）情報銀行認定制度の課題と今後の取組

（2）令和3年度・令和4年度の総務省情報信託機能活用促進事業の報告等

（3）意見交換

意見交換

<情報銀行認定制度の課題と今後の取組>

●次世代医療基盤法の定めている対象と、求めている匿名加工等の処理があるが、それとのすみ分けはどのようにするのか。次世代医療基盤法の定める一部を適用することだが、

位置づけ的にはどちらが上位になると考えればよいか。懸念点として、これにより次世代医療基盤法の骨格の一部が、なし崩し的に崩されてしまうとすると、医療関係者からは懸念が示されるのではないかと。デマケーションを省庁間の協議でしていただきたい。(真野構成員)

⇒求められるレベルとしては、次世代医療基盤法に次ぐような位置づけと考えているが、今後検討していきたい。(事務局)

●要配慮個人情報ワーキンググループは公開で開催されるのか。また、要配慮個人情報のデータ項目案について、なぜマイナポータルで提供する項目と同一とするとなったのか。

(太田構成員)

⇒ワーキンググループについては、公開での実施を予定している。(事務局)

⇒マイナポータルの情報については、既に流通が始まっている点と現在、PHRの検討でもマイナポータルとの連携が進んでおり、マイナポータルが非常に近い関係になってきているので、今後の整合性も踏まえながら考えたところ、マイナポータルと同一とすることがよいのではないかと考えた。

一方で、マイナポータルと連携していない情報も、既にデータフォルダとしては保持している箇所もあると思うので、マイナポータルと同一ということであれば、比較的、既に流通している項目であって、かつ情報銀行として扱う、生活者が扱う上でも自由度も出てくるのではないかと考えた次第。(大日本印刷株式会社)

●要配慮個人情報を取り扱う上で、ルールを検討していくと思うが、要配慮個人情報の趣旨から関すると、差別や偏見のようなディスクリミネーションへの対処を、項目として入れた方がよいと考えている。また、不利益を生じないというところで、医療の専門職の審査を挙げているが、そこは重要な観点になる。今後、それがどのように関与するのか進捗次第、教えて欲しい。

質問が2点あるのだが、1つ目は、情報銀行から、例えば医療機関へ提供することも十分あり得ると思うが、その扱いについて既に検討している内容があれば教えて欲しい。

2点目は、行政が健康増進等に活用することも二次利用だと考えているが、創薬とかと分けて何か整理されていた気がするのですが、それについてどう考えているのか。(美馬構成員)

⇒医療機関での取扱いについてだが、現状、医療機関の多くは、PマークとかISMSを取得してないところが多くあり、ここについては医療機関等に提供する上ではまだ、

現行の指針だけでは十分ではないと考えており、今後の検討の中解決されるべきものではないかと考えている。(大日本印刷株式会社)

⇒医療機関に提供する場合や、二次利用という点では提供する相手や二次利用の目的・用途によって相手に求めるセキュリティーの基準等がどうあるべきかという点は、具体的に今後検討していきたい。(事務局)

●大日本印刷株式会社の資料のP. 5中で、フィットネスのジムで利用の意向があったが、「属性情報や健康状態を利用して」と記載されているが、ここは具体的に何を指すのか。性別、年齢等は当然取るとして、属性情報は何が入るのか。健康状態というのは身長、体重、体脂肪率というフィットネスジムでよく使う情報だけなのか、既往症も含まれるものなのか。(石原構成員)

⇒属性情報は、年齢や性別などの情報である。健康状態に関しては、バイタルデータ等もあるが、要配慮個人情報である健康診断の情報を入れることで、フィットネスジムにとっても使いやすくなるのか確認をした。中には特定保健指導の対象になっている方もおり、フィットネスと医療が連携することで、メタボリックシンドローム等を解決するメニューとしても役立つのではないかと考えた。主な課題に記載している医療機関との連携、医療機関からの紹介やフィードバック機能といったまさにフィットネスジムと医療機関が連携することで、効果が高く、生活者にとっても非常に有益と考えられるケースがあり、そこを組み合わせた形で提供するのがよいのではないかと考えている。(大日本印刷株式会社)

●いわゆる要配慮プロファイリングから推知、生成されたある種のリスク情報もかなりセンシティブな性質を帯びると考えているのだが、この扱いをどのようにするのか。

また、指針で取り扱うレベル2の情報と、取り扱わないとされているレベル3の情報を区別する基準はどこにあるのか。

私のイメージであるが、そういった情報を取り扱って、健康上のリスクのようなものをユーザーに返していくことになるのかと思うが、例えば知りたくない権利のような、このような生活をして、こういう疾患を持っているとがんにかかりやすいといった情報について、本人は知りたくないということもあり得るかもしれない。そもそもこのサービスを利用する人は知りたいのかもしれないが、個別に、この病気のかかりやすさは知りたいんだけどこ

の疾患については知りたくないというような場合というのも想定し得る可能性もあるため、その取扱いをどのようにするの伺いたい。(山本構成員)

⇒要配慮プロファイリングとの関係についてだが、今年6月に公表した指針のバージョン2.2では、要配慮個人情報であるプロファイルを取得、推知することのないように注意する必要があると記載した。今回、医療分野の要配慮個人情報についての取扱いを検討する中で、要配慮個人情報を推知するプロファイリングについても同様に検討していきたい。

また、レベル2と3の違いについては、レベル2の情報は、本人に明示的に説明を行い、本人が十分理解している健診結果のような医療情報というところだと考えており、レベル3はそれに含まれないもので、本人に明示的に開示されていない、把握していない情報であり、レベル2に含まれない検査結果、腸内の細菌、口腔内の細菌、遺伝子情報のような情報についてはレベル3と考えている。(事務局)

⇒レベル2と3の区別について、レベル2は本人に開示され把握しているから、リスクも本人が判断し、預けても問題はないのではないかと整理になっている。レベル2なのかレベル3なのかについては、これから時代の進展、マイナポータル側の扱いによっても変わると推察される。例えば遺伝子情報だと、本人以外の情報も、遺伝子の中には当然含まれているところもあり、影響が計り知れないところがある。このレベル2と3の議論、2にすべきか、やはりリスクが読み切れないところがあるので3のままに置いておくべきなのかというところは、今後も継続の議論になると考えている。

知りたくない権利についても、基本的には本人が知っている、明示されている情報といったところを、レベル2情報のベースとして扱うべきだと考えおり、これらを知りたくない情報、知りたくない権利を具体的にどう扱っていくかは、これからの認定指針に組み込む際の課題と考えている。(大日本印刷株式会社)

●本人へのメリットの提示について、経済的メリットを提示するときに健康メリットとセットにするという考え方はよいと思うが、これが形式的となり、経済的メリットを強調してしまうことの弊害が起きる可能性が考えられるが、対策も含めてどう考えているのか。(古谷構成員)

⇒本人へのメリットを基本にするということで、事業を認定する際にまず健康に資するメリットを基本に事業が進むことをチェックできるような体制を構築することも一つ

の考え。どのように確認するかも検討していきたい。(事務局)

⇒今回の調査の整理の中では、情報銀行の中のデータ倫理審査会を動かすというチェック機能に医療の専門職を関与させたほうがよいとなっている。例えば生活者にとって実際の経済的メリットだけではなく健康のメリットがなされているかをチェックする。また認定側も、実際には事務局、情報銀行の事業者の中である程度チェックする必要があるが、オファーなど出てくる際に監督する。それを認定委員は、PDCAが回っているか、機能として持っているか、しっかり回していくといったところを確認するということも考えられる。確認のルールをどう定めていくかが、今後ワーキンググループで検討されると課題ではないかと考えている。(大日本印刷株式会社)

●取り扱う情報の範囲がどうなるのかが重要。健診情報であればとの話だが、情報銀行の方で自治体との取組みについて話を聞いている中では、例えばEHRであったり、健診情報に限らない検査情報であったり、様々な話が出てくることもある。このため、より一層明確化を図り、どこが基準になるかが非常に重要と考えている。

自治体との連携の関係は非常に重要なテーマであり、PHRの関係でも自治体と合わせた取組が進んでいる。議事次第に自治体との連携に関する調査があるので、その事業とも必要に応じて連携することが重要である。

PHR指針、3省2ガイドラインとの関係であるが、PHR指針との関係では、法定事項より、上積みになっている点としては、相互運用性の確保の点が重要である。ある種のポータビリティの実現という部分もあるので、この要件との整合性や連続性を考慮して整理することが重要である。

一方で、3省2ガイドラインについては、セキュリティーの関係について議論をしており、規制改革会議でも議論しているが、オープンなネットワーク上で使おうとしたり、普通の技術を使おうとするときに、やや読みにくい点が出てくるかもしれない。セキュリティーやシステム側の専門家の話も聞きながら、そのまま書き切ってしまうのか、慎重に検討した方がいい項目が出てくる可能性がある。

最後に、二次利用との関係では匿名加工、仮名加工であったり、匿名加工情報の次世代医療基盤法の検討会であったり、厚労省の仮名加工情報の検討会でも様々な新しい概念も含めて議論が出ている。それらをどういう条件で認めるか。PHRの指針の検討会の中でも、例えば匿名加工情報の提供にあたって同意を取ったほうがいいのか、という議

論もあった。ただ、一方で、匿名加工、仮名加工をするときに同意を取ると、制度の趣旨がむしろ没却されるのではないかといった、非常に難しい議論があるので可能な限り整理した方がよいと思う。(落合構成員)

●要配慮個人情報については、指針の中に今後入れていくというところで、既に医療版情報銀行というような形で、内閣府で進めているデジタル田園健康特区に係る取組もあるので、先行事例へのヒアリングを含めて、進めていくべき。

生活者と船橋市様へのアンケート及びヒアリングの調査結果について、船橋市様にヒアリングされた際、船橋市様は、要配慮個人情報をそのままローデータとして取り扱うような想定をされているのか、統計情報として取り扱う想定をされているのかという点は、恐らく個別支援のためであれば、いわゆる対個人に個別に使われるということだと思うが、想定される用途は情報発信というところで、これは市が統計情報として活用していくことを想定しているのか、それとも市に、要配慮個人情報として直接、個別に市民に対して何かフィードバックがあるということを想定されているのか。

データの提供に対して市役所は信頼できるが、民間事業者は信頼できないというのはあるが、恐らく自治体がその要配慮個人情報をそのまま活用するという事は難しいと思う。市役所は情報発信等は行うが、実際の健康支援サービス等は事業者に委託するということが多い。その場合、要配慮個人情報を委託先の民間事業者へ委託として渡すこととなるので、その取扱いも含めて、今後、ワーキンググループ等でも議論をして、どのように市民に対して説明していくかを、議論していただきたい。(伊藤構成員)

●マイナポータルと同じ情報に絞ってしまうということが、この情報銀行を介するメリットや、事業者で情報銀行認定を受けたいと思っているが、要配慮個人情報の対象じゃないから受けられないと言っている人たちのメリットに寄与しないのではないかと。

メリットとして、一定の基準を満たした事業者・サービスを選択することが可能というところは、マイナポータルからの情報に絞ってしまうと、マイナポータル側で審査もあり、それはマイナポータルでいいのではないかとなくなってしまう。マイナポータルを介さない情報の安全な流通といっても、マイナポータルと同じ情報なので、マイナポータルでいいのとはなってしまう。

マイナポータルに絞るとということが、情報銀行を介するメリットというところを潰してしまっているのではないかと。私自身も情報銀行認定事業者であるが、医療系のデータの取扱いについては情報銀行ではないところで関わっているが、マイナポータルのデータだけで

は足りないからこういった仕組みを作ろうと考えているので、そういったところを外すと
なると、マイナポータルでよいとなってしまうのではないかと。扱う情報については、広げる
ことを検討していただきたい。(太田構成員)

⇒それぞれの意見は今後の検討に当たって、じっくり考えていきたい。

マイナポータルと同じ情報に絞るという点については、ひとまず、マイナポータルで出
る項目と同じところまでは可能ではないかというところもある一方、情報銀行として
信頼できる主体であればそれ以上の情報も取り扱えるという可能性もあり得ると考え
ている。今回、結論を今年度を目途に出すというところで、その扱いについては継続し
て議論するということになるかもしれないが、情報銀行としてどこまでの情報の範囲
を扱っていくのか、自治体や他の地域のプレーヤーとも、どういった情報まで扱えるよ
うにするのか、検討させていただきたい。(事務局)

⇒マイナポータルと同じ項目とすべきではないという点について、我々の検討の中でも、
同じ項目であってもマイナポータルにはないケースというのものもあるのではないかと考
えている。その部分が昨年度、有識者の先生方から御了解を得られる範囲がマイナ
ポータルと同じ項目という一つの整理、落着点といったところもある。これ以上の内容
につきましては、どういうケースで、どういう情報を扱ってもよいかは、継続して議論
するものとする。(大日本印刷株式会社)

●情報銀行における健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱いについては、ワーキンググ
ループを設置して議論をし、改めて本検討会に、先ほど出た指摘等も含めて検討、報告して
いただきたい。特に主査となる森構成員には、大変御迷惑をおかけするが、そのようにお願
いしたい。(宍戸座長)

<令和3年度・令和4年度の総務省情報信託機能活用促進事業の報告等>

●凸版印刷株式会社の昨年度事業について、本人確認という点で、JPKIと運転免許証を
使用すると記載があったが、ここで重要な本人確認というのは、情報提供元に対して、情報
提供元が持っているデータの情報主体本人が同意しているということだと考えており、e
KYCで求められるような素の本人確認とは違うと感じた。そのためこの部分のコンテキ
ストが分らなかったため、どういうコンテキストでJPKIとか運転免許証で調査された

かを説明いただきたい。

地方自治体とのデータ連携については、ニーズがあるので、是非検討いただきたい。

その際に、情報公開請求を個人単位で行いデータ連携するというのは非現実的であるので、その点についての考え方をご教授いただきたい。(美馬構成員)

⇒昨年度事業では、アプリを利用する際に、マイナンバーカードもしくは運転免許証での本人確認というのを実施している。その本人確認をもって、情報提供元への情報の開示請求を行うという立てつけで、当初進んでいたが、当時の実証がスクレイピングなので、有識者からの御意見だったり、事業者からの御意見だったりを伺い、携帯キャリア会社にログインをすることをもって本人確認とするということになった。実際に情報銀行のアカウントを作るとき、厳密な本人確認が必要かという点、今回のケースに限っては必要ではないと考えている。

今年度事業において、自治体への開示請求は現実的ではないという点についてはその通りだが、例えば自治体の保有するデータに、インターネットを経由してAPIで接続するということが、現時点ではほぼ不可能に近いということは、自治体からも御意見として伺っている。要するに、自治体が保有する個人情報を、個人が情報銀行に入れる方法としては、現時点で実証できる方法としては、開示請求に頼らざるを得ないというところがある。

ただ、情報公開請求という方法を、実際のサービスとするわけではなく、今回の実証では、自分が登録されているかどうか、一時預かりサービスに登録されているかどうかを、電話で確認をするという方法にしている。そのため、本当に情報公開請求の書面を書いて、それを全部、何百人分も対応するという話ではなく、電話をして自分が登録されているかという結果を、情報銀行に入れてもらうという方法を取っているので、現時点では、自治体の負担や利便性を考えると、そういった方法になるのかと考えている。

(太田構成員)

●凸版印刷株式会社等からご説明のあった今年度事業について、情報銀行やデータポータビリティなどに関わる国際的な状況を調べることは非常に意義があること。この二、三年で状況が変わっており、データポータビリティは個人情報保護法、GDPRの話ではなく、まさにデータガバナンス法やUKのデータトラスト等をはじめとして、実際に日本で言うところの情報銀行法をつくるようなことをはじめとして、非常に大きく取組みが進展してお

り、この期に各国状況についてキャッチアップをいただく価値がある。

前半は健康データの話だったので、それとの関係でいうと、「European Health Data Space」法案は、まさに様々なところで関心を集め始めているが、基本的にはほとんどPHR法、医療情報銀行法的なものでもあるので、この部分をよく見ていて欲しい。

また、スタディデータ、教育分野のデータに関するところをとり組むのは非常に重要であるが、この分野の広告配信は非常に論点が多いところであり、アメリカでもヨーロッパでも様々な法制的な論点もあるところなので、国際的な状況を見ながら、手堅く慎重に検討いただきたい。(生貝構成員)

●データポータビリティの事業は、大変意義深いものである。

昨年度事業については、事業の制約の関係でスクレイピングを実際にやって、その他は机上検討だったということだが、基本、スクレイピングを中心に議論はされたということだが、APIがセキュリティー上で、提供先、提供元、銀行の利点、その他の書面、API、ダウンロードで生活者がメリットを受ける部分について差異があるのかないのか、あれば、それはどういったものなのかというところをご教示いただきたい。

現在、データポータビリティというのは、プライバシーの議論を超えて大変重要な 이슈になってきている。現在、情報銀行は、提供先におけるデータの取扱いについても相当責任を負う形で、制度が設定されており、それはそれで大変意義がある。しかし、それとは別に、純粹にスイッチングのための機能として情報銀行が機能する場合、これまでの情報銀行の枠組みで考えてきた、提供先における取扱いについて、全て情報銀行が一義的な責任を負うと形について、今後もそういった形でよいのかどうかということも、議論していいのではないか。(小林構成員)

⇒生活者が一番面倒と感じるところは書面。多くの企業で行われている書面でいろいろ記入をして、本人確認書類と一緒に出して、開示請求をするというところは、生活者にとっては非常に面倒な作業になっている。そういったところがAPIやスクレイピングで、情報提供元へのログイン作業をもって、そのデータが取得できるというのは、非常に簡便である。ただ、スクレイピングの場合は、パスワードを、情報銀行を介して入力するということでセキュリティー上の課題があり、今回一番課題になったところは、情報提供元の画面である。スクリーンに表示される画面がキャンペーンとかで変わった場合、情報を取得できなくなってしまう、情報銀行側でそのスクレイピングを変

更しなくてはいけないところが、生活者にとっても、その間データの取得が行えなかったりするので、APIを使うことがセキュリティー上も、生活者の利便性上も一番いいであろうと考えているので、今年度はAPIを中心に、検討していくということになっている。(太田構成員)

●凸版印刷株式会社に対しては、昨年度事業で、利用意向は7割に増えたということで、認知等も含めて重要ではないかということがあったと同時に、セキュリティーの問題として、開示したくない利用者が多いということで、対策だとかプライバシー保護の説明が重要だと話しをされていたが、これについては、今ある指針をプラスした形で強化する必要があるのか、それとも現状の指針をしっかり運用していくという考え方なのか。

スタディプラス株式会社に対しては、教育データの利用ということで、課題やニーズというところを調査と伺ったが、そもそも課題やニーズを調査するに当たっては、本人がそれを理解しているか、あるいはコントロール権があるということを含めて使えるかといったところも大事である。それは論点に入らなかったように思うが、それについては範囲に入れてないのかどうかご教授いただきたい。(古谷構成員)

⇒昨年度実施した調査については、現状指針では恐らく対応し切れないところがあるので、今後ルール整備も含めたことが必要になると考えている。(凸版印刷株式会社)

⇒学習者本人の同意や、どれぐらいコントロールビリティがあるかというところは、調査内容に含まれており、今回簡単な実証を行う際に、学習者、生徒本人にもアンケート、ヒアリングを行う予定になってるので、その部分も含めてアウトプットできればと考えている。(スタディプラス株式会社)

●OECDの方でもデータポータビリティの各国比較などが出ており、参考にして欲しい。

その中で、個別分野で取組が進んでいる例が出ていたりもするので、必ずしも分野に限定しない一般的な情報法制でのデータポータビリティがうまく実装できているとは限らない中で、実効性を高めようという個別業態ないし分野での取組みである。個別分野の議論をそのまま参照するとは限らないと思うが、どのように実効性を持たせるようにしているかは、研究を深めていただくと、有意義な調査になるのではないかと。

教育データの関係でも、プラットフォームと情報銀行の位置づけということで話があったが、例えばデータガバナンス法案等も含めて、情報銀行的な、情報の受託者に関する存在

がどうあるべきかが、世界的にも議論されつつある。情報銀行は、一定の資格を持って安心して利用できる主体と整理しているが、他の枠組みも存在することもある。PHRの枠組みや銀行であれば銀行API等もあるので、教育のプラットフォームもそういう位置づけになる可能性もあるのではないか。そうした中で、情報銀行が固有に持つべき機能を、特定していくといい。

最後に、データのフィデューシャリーという言い方も、最近されるようになってきている部分もあり、海外の状況の調査というところで、それとデータポータビリティとの関係も少し考えていくとよい。(落合構成員)

⇒教育分野での広告というところでは、海外のほうが進んでいるという認識は我々も持っており、その部分を調べたいと考えている。また、様々なプラットフォームがある中で、情報銀行の中でどういうところを対応するかという整理というのは、仰るとおりであるので、教育業界全体の動きも踏まえて、整理できればと考えている。(スタディプラス株式会社)

●健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱いにつきましては、ワーキンググループを設置して、今後議論を進めさせていただきたい。年度内を目処に、本検討会にも報告をさせていただきたい。次回の検討会につきましては、ワーキンググループの議論を踏まえ、開催させていただきたい。(事務局)

以上